

みやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、本県産農林水産物のブランド価値の再生と販売力の回復を図る経費として、予算の範囲内においてみやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金（以下「補助金」という。）をブランド再生等に資する事業を行う知事が適切と認める者（以下「実施団体」という。）に交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業等)

第2 補助金の交付対象となる事業の内容、対象品目、実施団体、経費、補助率及び交付限度額は、別表1から別表3のとおりとする。

(直接補助)

第3 実施団体が行う事業に対する補助金の交付は、実施団体が直接申請を行うこととする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 実施団体は、前項の補助金等交付申請書を提出するに当たり、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書（別記様式第1号別紙）
- (2) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 経費の配分の変更のうち補助金額に変更がなく、補助対象経費間のいずれか低い額の30%以内の経費を増減する場合

ロ その他知事が軽微なものと判断し、変更の申請の必要がないと認めた場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(指令前着手)

第6 補助対象となる事業への着手は、補助金の交付決定の通知（以下「指令」という。）に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により指令前に着手する必要があると認められる場合は、この限りでない。この場合においては、実施団体は次の条件を了承の上、別記様式第4号により知事に届け出るものとする。

- (1) 指令を受けた補助金額が、交付申請書又は交付申請予定額に達しない場合においても異議のないこと。
- (2) 当該事業について、着手から指令を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- (3) 指令前に着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

2 前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業実施を証する写真
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(直接補助金の交付)

第9 補助金の交付決定を受けた実施団体に対して、この要綱の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

(仕入れに係る消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

第10 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(第7第2項の規定により減額した場合には、その減じた額を上回る部分の金額をいう。)を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿及び関係書類の整備)

第11 実施団体は、事業費の支出が明確になるよう証拠書類を添えて他の帳簿と区分して経理しなければならない。

(関係書類等の提出)

第12 みやぎの「食」ブランド再生支援事業についての関係書類は、知事に提出するものとする。なお、提出する書類の部数は各1部とする。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度から平成28年度の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1

補助対象となる事業の内容	
事業区分	内容
(1) 商品ごとのブランド再生戦略策定	<ul style="list-style-type: none"> ○震災による生産・製造工程や販路の変更，障害となる風評への対策など，従来の戦略からブランド再生戦略に変更するための専門アドバイザーの派遣や相談等 ○取り組む関係者が行う検討・研修会の実施及び再度行うマーケティング活動等
(2) ブランド再生に向けた売れるものづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ブランド再生はもとより，さらなるブランド価値の向上に向けたアピールポイント選定のための専門アドバイザーの派遣や相談等 ○パッケージングの再デザイン・作成等
(3) ブランド再生に向けた販路確保・商品アピール	<ul style="list-style-type: none"> ○震災・風評による販路の断絶・縮小からの回復や新たな販路開拓のための企業・団体への訪問活動等 ○イベント参加・開催及びブランド再生のためのPRグッズ作成等

別表 2

事業の対象品目と実施団体	
対象品目	実施団体
いちご	<ul style="list-style-type: none"> ○全国農業協同組合連合会 宮城県本部 ○宮城県園芸作物ブランド化推進協議会 ○その他知事が適当と認めるブランド再生取組団体
ぎんざけ，かき，ほたて，のり，わかめ，ほや	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県漁業協同組合 ○県内単独漁業協同組合 ○その他知事が適当と認めるブランド再生取組団体

別表 3

補助対象となる経費		補助率	交付 限度額
経費区分	内容		
謝金	マーケティング手法や販売手法の習得，ブランド化計画の策定，商品開発，販売活動に伴う専門家の受け入れに要する謝金	1 / 2 以内	1, 500 千円
旅費	交通費，宿泊費		
庁費	会議費，会場借上費，デザイン料，印刷製本費，試食材料費，資料購入費，資料作成費，通信運搬費，借料又は損料，広告宣伝費，教材費，消耗品費，雑役務費，会場整備費，原稿料，受講料，ホームページ作成費，検査料，保険料		
委託費	広告宣伝資材作成委託費，調査・分析委託費，研修委託費，調理委託費（農漁業協同組合における青年部及び女性部など，実施団体の関連団体への委託の場合は日当を除く。）		
負担金	他の団体（国，自治体，生産者団体，市場及び流通関係団体，消費者団体，その他知事が適当と認めるブランド再生取組団体等）が実施するイベント等への参加，共同開催，共同PRグッズ作成経費に対する負担金		

(別記様式第1号)

平成 年度 みやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金等交付申請書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

平成 年度において、みやぎの「食」ブランド再生支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定に基づき、みやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 添付書類

みやぎの「食」ブランド再生支援事業実施計画書（別紙）

(別紙)

みやぎの「食」ブランド再生支援事業実施計画書（又は事業実績書）

1 事業費内訳

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		県 費			
事業内容 1 2 3					
計					

2 収支予算（又は収支精算）

経 費 区 分	本年度予算額(A) (又は本年度精算額)	前年度予算額(B) (又は本年度予算額)	比較増減 (A) - (B)	備 考
1 収入の部 県補助金 その他				
計				
2 支出の部 謝 金 旅 費 庁 費 委託費 負担金				
計				

(1) 収入の部

経費内訳	予算額(又は精算額)	積算内訳
合計		

※「経費内訳」は、県補助金、市町村補助金、自己資金等を記入すること。

(2) 支出の部

経費内訳	予算額(又は精算額)	積算内訳
合計	(うち補助対象経費)	

※「経費内訳」は、要綱に定める補助対象経費(謝金、旅費、庁費、委託費、負担金)を記入すること。

※補助対象外の経費がある場合は、「予算額」に補助対象経費を内書きで括弧書きすること。

3 事業計画(又は事業実績)

実施内容及び実施方法	実施期間	実施場所	事業費内訳

4 事業完了予定年月日(又は事業完了年月日)

5 添付書類

申請者が任意グループの場合は、任意グループ規約、組織図、代表者選任方法及び意志決定方法、補助事業実施等に対する責任所在並びに参加企業の概要など

(事業実績書の提出に際して、補助金交付申請添付書類と相違がない場合は省略できる。)

(別記様式第2号)

平成 年度 みやぎの「食」ブランド再生支援事業計画変更承認申請書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号でみやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金の交付決定通知のありましたみやぎの「食」ブランド再生支援事業について、事業の内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

別記様式第1号の添付書類に準ずる。

注) 変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(別記様式第3号)

平成 年度 みやぎの「食」ブランド再生支援事業中止（廃止）承認申請書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号でみやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金の交付決定通知のありましたみやぎの「食」ブランド再生支援事業について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止期間又は廃止の日
- 3 添付書類
中止（廃止）理由を説明する資料

(別記様式第4号)

交付決定前着手届

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

みやぎの「食」ブランド再生支援事業について、下記のとおり補助金の交付決定の通知前に着手したいので、みやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき、別記条件を了承の上、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定の通知前に着手を行う事業の内容（事業区分、内容、対象経費（経費区分、内容））
- 2 補助金の交付決定の通知前に着手を必要とする理由
- 3 着手予定年月日 平成 年 月 日

別記条件

- (1) 補助金の交付決定の通知を受けた補助金額が、交付申請書又は交付申請書予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- (2) 当事業について、着手から補助金の交付決定の通知を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- (3) 補助金の交付決定の通知前に着手した後でも、交付対象事業等に適合しないものは補助金の交付を行わないことがあること。

(別記様式第5号)

平成 年度 みやぎの「食」ブランド再生支援事業実績報告書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号でみやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金の交付決定通知のありましたみやぎの「食」ブランド再生支援事業について、下記のとおり実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業実施の効果及び目標

※「実施計画書」を踏まえて効果や目標値の達成状況等を実績として整理すること。
必要に応じて実績値の明細等を添付。

取引先金融機関、口座番号及び口座名義

3 添付書類

(1) みやぎの「食」ブランド再生支援事業実績書(別紙)

※様式は別記様式1(補助金等交付申請書)の別紙事業実施計画書に準ずること。

(2) 事業実施を証する写真

(3) 委託契約書等の写し

(別記様式第6号)

平成 年度 みやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金概算払請求書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
名 称
代表者名 印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号でみやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金の交付決定通知のありましたみやぎの「食」ブランド再生支援事業について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求額

事業費	交付決定額 (1)	既受領額 (2)	今回請求額 (3)	残 額 (1) - (2) - (3)
円	円	円	円	円

2 事業完了予定年月日

3 取引先金融機関, 口座番号及び口座名義

4 概算払が必要な理由

(別記様式第7号)

平成 年度 みやぎの「食」ブランド再生支援事業費
補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
平成 年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所
名 称
代表者名

印

平成 年 月 日付け宮城県()指令第 号でみやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金の交付決定通知のありましたみやぎの「食」ブランド再生支援事業について、みやぎの「食」ブランド再生支援事業費補助金交付要綱第10の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) 参考となる資料(消費税及び地方消費税に係る申告書の写し等)を添付すること。